

○羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

平成30年6月27日告示第35号

改正

令和3年3月31日告示第30号

令和4年4月1日告示第46号

令和4年8月3日告示第66号

令和5年3月20日告示第24号

令和6年3月28日告示第40号

羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成27年3月24日告示第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この事業は、地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止するため、住宅の耐震対策に要する経費について支援措置を講じることにより、市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅の安全を確保することを目的として、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 次の全てに該当する木造住宅及びその他市長が認めた木造住宅をいう。
 - ア 一戸建てのもの。ただし、併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - ウ 階数が3以下のもの
- （2）耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の規定による一級建築士、二級建築士又は木造建築士が住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- （3）耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の改修工事で、工事完了後に道路に面して危険なブロック塀がないものをいう。
- （4）市内施工業者 市内に事務所を有する施工業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- （5）空家 次の全てに該当する建築物及びその敷地をいう。
 - ア 1年以上居住その他の使用がなされていない建築物（建売住宅及び既に使用しているテナントがある建築物は除く。）
 - イ 敷地内に使用中の建築物がないこと（敷地の筆が複数あり、同一で敷地利用している場合も含む。）
- （6）簡易耐震補強工事 耐震性能を従前より向上させる住宅の簡易な耐震補強工事で、工事完了後に道路に面して危険なブロック塀がないものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1）住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者又は子である者等、市長が特に必要と認める者については、この限りではない。）又は居住者（居住す

る予定の者を含む。)

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 暴力団(羽咋市暴力団排除条例(平成24年羽咋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号の全てに該当する住宅とする。

(1) 本市の区域内に存する住宅であること。

(2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後、居住の用に供する予定のある住宅であること。

(3) 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が補助対象住宅に行う事業で、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業に要する費用の全部又は一部とする。ただし、耐震改修工事又は簡易耐震補強工事に伴う仕上等の撤去及び新設に係る経費は補助対象経費に含むものとする。

2 補助金額は、予算の範囲内において、別表第2に定めるところによる。

3 別表第2により算定した補助金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象者が行う事業のうち、補助対象事業以外の事業があるときは、当該事業に係る経費を分離して算定するものとする。

5 他の助成制度を受けている場合、その事業費は補助対象経費に含めないものとする。

(事業認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、耐震住宅リフォーム支援事業補助事業認定申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事業認定の通知)

第8条 市長は、前条第2項の申請があつたときは、その内容を審査し、これを認定したときは耐震住宅リフォーム支援事業補助事業認定通知書(様式第3号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の変更等)

第9条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震住宅リフォーム支援事業補助事業変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が1.0未満に下がることがないもの
- (2) 補助対象経費の30パーセント未満の増減額。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、耐震住宅リフォーム支援事業補助事業変更等承認通知書（様式第5号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第8条第1項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内になさなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

（交付決定）

第12条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求等）

第14条 補助事業者は、第12条第1項の規定による通知を受けたときは、耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を耐震診断にあつては当該耐震診断を行った者に、耐震改修工事にあつては当該耐震改修工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震診断を行った者又は耐震改修工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を委任する補助事業者は、第12条第1項の規定による補助金額の確定後に、耐震住宅リフォーム支援事業補助金の受領に関する委任状（様式第9号）により耐震診断又は耐震改修工事を行った者に補助金の交付の受領を委任するものとする。

3 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第12条第1項の規定による補助金額の確定後に、耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（代理受領）（様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

5 前項の規定による交付があつた時は、補助事業者に対し補助金の交付があつたものとみなす。

(返還)

第16条 市長は、第13条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(整備保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第30号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に契約を行う耐震住宅リフォーム支援事業に係る補助金について適用し、同日前に契約を行った耐震住宅リフォーム支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日告示第46号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に契約を行う耐震住宅リフォーム支援事業に係る補助金について適用し、同日前に契約を行った耐震住宅リフォーム支援事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年8月3日告示第66号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和4年8月3日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に契約を行う耐震住宅リフォーム支援事業に係る補助金について適用し、同日前に契約を行った耐震住宅リフォーム支援事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月20日告示第24号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に契約を行う耐震住宅リフォーム支援事業に係る補助金について適用し、同日前に契約を行った耐震住宅リフォーム支援事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月28日告示第40号)

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日以後に実施した第5条の規定による補助対象事業から適用する。

別表第 1 (第 5 条関係)

事業区分	補助要件
耐震診断	一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法による耐震診断等で建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の規定による一級建築士、二級建築士又は木造建築士が行うもの
耐震改修工事	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅 2 耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は市長が別に定めたもの
簡易耐震補強工事	耐震性能を従前より向上させる住宅の簡易な耐震補強工事

別表第 2 (第 6 条関係)

事業区分	補助金額
耐震診断	耐震診断に要する経費の10分の10の額。ただし、15万円を限度とする。
耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費の10分の10の額。ただし、160万円を限度とする。
簡易耐震補強工事	簡易耐震補強工事に要する経費の10分の10の額。ただし、10万円を限度とする。
加算補助金（耐震改修工事補助金のみに加算）	
市内施工業者	一律20万円
空家	一律30万円

別表第 3 (第 7 条、第11条関係)

事業区分	事業認定申請添付書類	交付申請添付書類
耐震診断	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票の写し 2 建物現況図（付近見取図、配置図、平面図等） 3 住宅の外観写真（2景以上） 4 耐震診断業務を行う者の建築士免許証の写し 5 耐震診断に係る見積書の写し 6 所有者の同意書（様式第2号） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事前の耐震診断の結果 2 契約書の写し 3 耐震診断に要した費用の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの 4 その他市長が必要と認める書類

	<p>(申請者が所有者でない場合に限る)</p> <p>7 補助対象住宅の建築年月が分かる書類</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>	
耐震改修工事	<p>1 申請者の住民票の写し</p> <p>2 耐震改修工事前の耐震診断の結果</p> <p>3 耐震改修工事後(予定)の耐震診断の結果、補強計画図等</p> <p>4 住宅の外観写真(2景以上)</p> <p>5 耐震改修工事に係る見積内訳書の写し</p> <p>6 所有者の同意書(様式第2号) (申請者が所有者でない場合に限る)</p> <p>7 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第6項の規定に基づく石綿事前調査結果報告書の写し</p> <p>8 補助対象住宅の建築年月が分かる書類</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>1 申請者の住民票の写し</p> <p>2 耐震改修工事後の耐震診断の結果、補強計画図等</p> <p>3 契約書の写し</p> <p>4 耐震改修工事に要した費用の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの</p> <p>5 耐震改修工事に係る補強部位の工事写真(全ての補強箇所の補強内容が確認できるもの)</p> <p>6 大気汚染防止法第18条の23の規定に基づく特定粉じん排出等作業の結果の報告書の写し</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
簡易耐震補強工事	<p>1 申請者の住民票の写し</p> <p>2 簡易耐震補強工事に係る補強計画図等</p> <p>3 住宅の外観写真(2景以上)</p> <p>4 簡易耐震補強工事に係る見積内訳書の写し</p> <p>5 所有者の同意書(様式第2号)</p> <p>6 補助対象住宅の建築年月が分かる書類</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>1 契約書の写し</p> <p>2 簡易耐震補強工事に要した費用の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの</p> <p>3 簡易耐震補強工事に係る補強部位の工事写真(全ての補強箇所の補強内容が確認できるもの)</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>